

和水町過疎地域持続的発展計画(素案)

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 年 (20 年) 月
熊本県和水町

目 次

1 基本的な事項	
(1)町の概況	1
(2)人口及び産業の推移と動向	2
(3)行財政の状況	5
(4)地域の持続的発展の基本方針	8
(5)地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)計画期間	9
(8)公共施設等総合管理計画との整合	9
2 移住・定住・地域交流の促進、人材育成	
(1)現況と問題点	10
(2)その対策	10
(3)計画	11
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	11
3 産業の振興	
(1)現況と問題点	11
(2)その対策	14
(3)計画	17
(4)産業振興促進事項	18
(5)公共施設等総合管理計画等との整合	18
4 地域における情報化	
(1)現況と問題点	19
(2)その対策	19
(3)計画	19
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)現況と問題点	20
(2)その対策	21
(3)計画	22
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	24
6 生活環境の整備	
(1)現況と問題点	24
(2)その対策	26
(3)計画	27
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	28

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	40

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 和水町の自然的、歴史的・社会的・経済的諸条件

本町は、平成 18 年（2006 年）3 月 1 日に、菊水町と三加和町の 2 町が合併して発足した。熊本県の北西部、福岡県との県境に位置し、東部は山鹿市、西部は南関町、南部は玉名市及び玉東町、北部は福岡県八女市と隣接している。町の総面積は 98.78k m²で東西約 9 km、南北約 19 km である。町の南部に九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有し、JR 九州新幹線新玉名駅までも約 15 分という交通の便に恵まれている。

本町には、熊本県内 4 大河川のひとつである菊池川が町の中央部を東部から流入し、大きく湾曲しながら西部を南に縦断して流れ、菊池川及びその支流の流域に耕地を形成し、また平野部には美しい農村景観、山間部には豊かな森林がある。

また、本町には、国指定史跡の江田船山古墳や田中城跡等、数多くの歴史的文化遺産があり、古代・中世の時代から様々な歴史を積み重ねてきた。

イ 過疎の状況

本町の人口減少や少子高齢化が急速に進む中、過疎地域の生活環境の整備や基幹産業である農林業の振興を図るために、基幹道路網や生産基盤の整備、新たな雇用の創出と地域資源の磨き上げを進め、町の均衡ある発展を目指した取組みを行ってきた。

しかしながら、過疎地域ではもちろんのこと町全域において、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけるに至っておらず、将来的に集落機能の維持が困難な地域が増えると予想される。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

全国的な農林業の低迷及び高齢化による担い手不足は、これを基幹産業とする本町経済も深刻な影響を受けており、過疎化進行の要因ともなっている。

一方、本町は、豊かな自然、歴史・文化遺産に恵まれるとともに、多くの農林産物や森林資源、観光資源も有している。

また、町の南部に九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有していることから、自動車による移動で 60 分圏内に熊本市や福岡市を抱えている。更には、30 分移動圏内には、中小都市が点在し、それらを結ぶ国道 443 号及び主要地方道大牟田植木線が東西に延び、主要地方道玉名山鹿線、玉名立花線及び玉名八女線が南北に走っている。JR 九州新幹線新玉名駅までも約 15 分という交通の便に恵まれている。

これらの好条件を生かし、農林業の生産能力の向上はもとより、産業の創出や育成、魅力ある雇用の創出、地域や学校等との連携による人づくりのほか、企業誘致や新しい事業の創出など、「第 2 次和水町まちづくり総合計画」

（以下、総合計画という。）や「デジタル田園都市国家の実現に向けた第 3 期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略という。）に掲

げる地方創生の取組みを着実に推進し、人口減少の抑制と地域経済・社会の持続的な発展を図る。

また、少子高齢化と過疎化に対しては、交流人口の拡大や移住定住の促進を図り、結婚・出産・子育てなどの支援、住環境の整備、地域力の向上に向けた施策に取り組む。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和 55 年（1980 年）に 13,972 人であったが、令和 2 年（2020 年）には、9,342 人と減少している。

年齢別人口構成は、年少人口（0 歳から 14 歳まで）については急速に少子高齢化が急速に進んでいる。生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）についても減少が進み、特に若年層（15 歳から 29 歳まで）が急激に減少し、若年者比率も令和 2 年で 8.6% となっている。

一方、老齢人口（65 歳以上）は減少しているものの緩やかであり、高齢者比率も令和 2 年（2020 年）で 42.5% と高く、超高齢社会となっている。今後更に少子高齢化の傾向が強くなれば、地域産業を支える生産年齢人口への負担が高くなることが予測される。

人口の見通しについて、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）推計準拠人口（2023 年）をみると、令和 2 年（2020 年）の人口「9,342 人」を基準として、10 年後の令和 12 年（2030 年）は 1,572 人減の 7,770 人、30 年後の令和 32 年（2050 年）は 4,269 人減の 5,073 人、50 年後の令和 52 年（2070 年）は 6,249 人減の 3,093 人と推計されており、50 年間で約 3 分の 1 に減少する予測となっている。本町は、令和 7 年 3 月に人口ビジョンの見直しを行い、社人研推計準拠人口（2023 年）を基本として、2040 年に 6,360 人、2070 年に 3,093 人まで減少すると予測されている人口を、2040 年に 6,648 人、2070 年に 3,946 人に維持する目標人口を定めた。

産業別人口については、第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業いずれも就業者人口が年々減少し、人口減少のあおりを受けている。本町の基幹産業は、昭和 35 年（1960 年）は第 1 次産業である農業が約 75% を超え主要産業であったが、令和 2 年（2020 年）には 19.0% まで減少している。逆に、第 2 次産業が 7.5% から 26.3% に、第三次産業が 15.6% から 54.5% へと増加している。これは企業の進出による雇用機会の拡大や農業の経営体質の改善による兼業農家の増加、サービス業等の起業促進により第 2 次・第 3 次産業への移行によるものと推測される。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

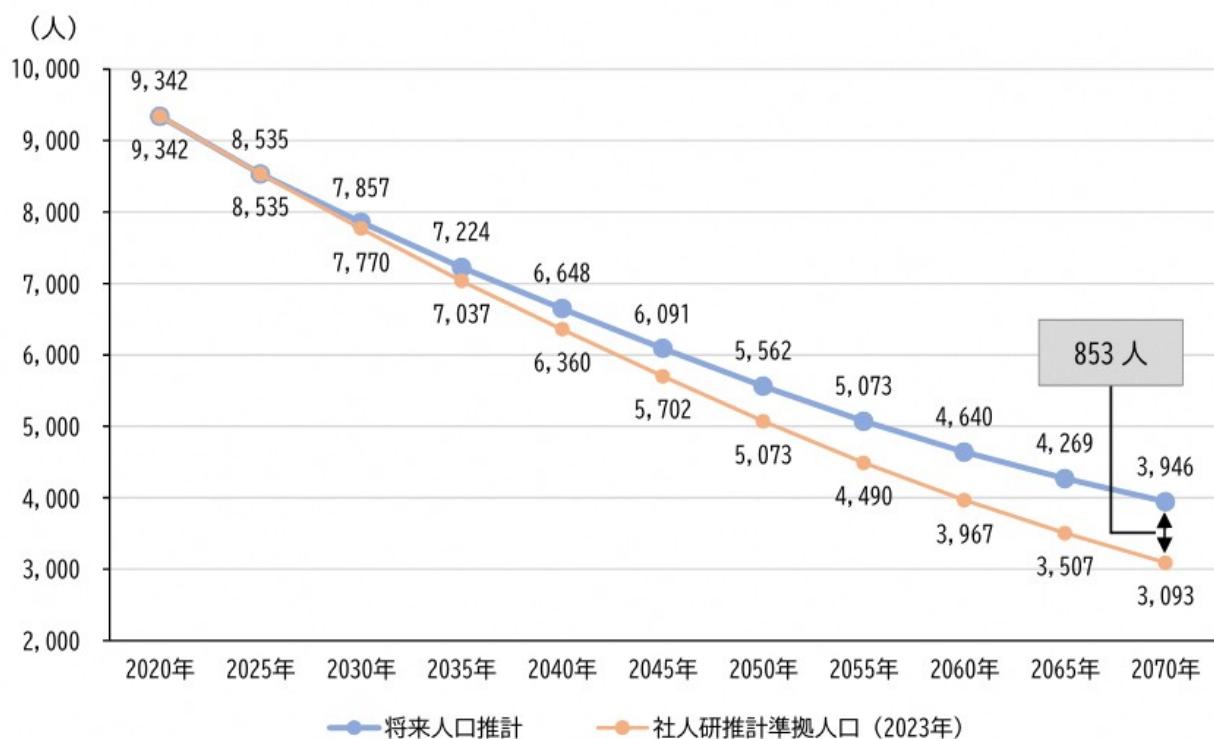
区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,615	人 17,413	% △11.2	人 15,666	% △10.0	人 14,426	% △ 7.9	人 13,972	% △ 3.1	
0 歳～14 歳	6,445	5,225	△18.9	3,994	△23.6	3,073	△23.1	2,558	△16.8	
15 歳～64 歳	11,253	10,107	△10.2	9,523	△ 5.8	8,968	△ 5.8	8,797	△ 1.9	
うち 15 歳～29 歳(a)	4,010	3,077	△23.3	2,562	△16.7	2,514	△ 1.9	2,444	△ 2.8	
65 歳以上 (b)	1,907	2,081	9.1	2,149	3.3	2,385	11.0	2,617	9.7	
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 17.7	—	% 16.4	—	% 17.4	—	% 17.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 9.7	% 12.0	—	% 13.7	—	% 16.5	—	% 18.7	—	

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率								
総 数	人 13,820	% △ 1.1	人 13,484	% △ 2.4	人 12,902	% △ 4.3	人 12,390	% △ 4.0	人 11,900	% △ 4.0
0 歳～14 歳	2,427	△ 5.1	2,369	△ 2.4	2,138	△ 9.8	1,753	△18.0	1,402	△20.0
15 歳～64 歳	8,718	△ 0.9	8,151	△ 6.5	7,345	△ 9.9	6,791	△ 7.5	6,430	△ 5.3
うち 15 歳～29 歳(a)	2,281	△ 6.7	1,851	△18.9	1,522	△17.8	1,581	3.9	1,550	△ 2.0
65 歳以上 (b)	2,675	2.2	2,964	10.8	3,419	15.4	3,846	12.5	4,067	5.7
(a)/総数 若年者比率	% 16.5	—	% 13.7	—	% 11.8	—	% 12.8	—	% 13.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 19.4	—	% 22.0	—	% 26.5	—	% 31.0	—	% 34.2	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,247	% △ 5.5	人 10,191	% △ 9.4	人 9,342	% △ 8.3
0 歳～14 歳	1,184	△15.5	1,026	△13.3	950	△ 7.4
15 歳～64 歳	6,009	△ 6.5	5,160	△14.1	4,410	△14.5
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,391	△10.3	1,050	△24.5	804	△23.4
65 歳以上 (b)	4,054	△ 0.3	4,001	△ 1.3	3,961	△10.0
(a) / 総数 若年者比率	% 12.4	—	% 10.3	—	% 8.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 36.2	—	% 39.3	—	% 42.5	—

※総数には年齢不詳を含んでおり、各年齢層の人口の合計とは一致しない場合がある。

表 1-1(2) 人口の見通し（和水町人口ビジョンより）



(3) 行財政の状況

地方分権時代、少子・高齢社会の流れの中で、情報化、国際化等の進展、生活の質の向上や環境への関心の高まり等社会情勢の変化に対応するとともに、住民の多様なニーズに即応し、活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げていく必要がある。

本町では、行政改革の一環として行政・組織機構の改編を行ってきた。様々な行政需要に対処するため、各セクションで一丸となり、かつ、連携を取りながら住民サービスの向上を図っている。

町民と行政による協働のまちづくり、自律した自治体制づくりを進めるため、職員による出前講座等を行い情報の共有を基本に考え、更なる行政改革を行っていく。

地方を取り巻く情勢は、地方税収の落ち込みにより、地方財政の財源不足が今後も続くと思われ依然厳しい状況にある。

このような中、本町では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、特別養護老人ホーム等の大型建設事業に係る公債費の増により悪化傾向にあり、公債費負担比率も、同様の理由によりここ数年増加傾向にある。

一方、過去に建設された公共施設等の老朽化により、これから大量に補修や更新時期を迎えることに伴い、維持管理費等の増加が本町の財政を圧迫することが考えられる。また、社会保障関係費の自然増等による財政負担の増大等様々な課題に直面することとなり、より一層困難な財政運営を迫られることとなる。

今後においては、国調人口減による普通交付税の減少や、公債費増により基金に依存した財政運営が予想される。

これらの状況を踏まえ、中長期的な展望に立った健全な財政運営を基本に、収入に見合った予算規模への見直し、事業評価に基づいた予算措置及び公共施設等の適正配置(集約化・用途転用・複合化・除却)を進め、健全財政の安定化を図っていく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	7,115,218	7,404,920	7,516,884	11,052,355
一般財源	4,076,464	4,759,521	4,674,373	4,454,107
国庫支出金	430,653	773,353	487,556	2,327,962
都道府県支出金	691,036	376,414	774,233	473,283
地方債	774,500	819,022	490,385	1,369,999
うち過疎債	301,200	210,700	239,400	481,500
その他	1,142,565	676,610	1,090,337	2,427,004
歳出総額B	6,883,799	7,023,083	6,515,187	10,105,741
義務的経費	2,819,215	2,481,680	2,982,136	2,682,116
投資的経費	1,631,558	805,124	566,429	2,348,444
うち普通建設事業	1,472,535	789,685	545,607	1,972,288
その他	2,433,026	3,736,279	2,966,622	5,075,181
過疎対策事業費	337,474	342,185	334,861	1,249,768
歳入歳出差引額 C(A-B)	231,419	381,837	1,001,697	946,614
翌年度へ繰越すべき財源D	56,656	69,689	47,890	378,868
実質収支 C-D	174,763	312,148	953,807	567,746
財政力指数	0.27	0.25	0.23	0.25
公債費負担比率	18.6	12.9	16.3	14.6
実質公債費比率	—	9.5	6.7	10.3
起債制限比率	10.3	—	—	—
経常収支比率	92.4	74.4	83.8	94.6
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	7,025,769	6,595,074	7,748,227	8,323,936

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

	旧菊水町	旧三加和町	旧菊水町	旧三加和町	旧菊水町	旧三加和町
区分	昭和 45 年度末		昭和 55 年度末		平成 2 年度末	
市町村道						
改良率 (%)	3.1	11.8	57.1	51.8	75.5	53.8
舗装率 (%)	2.3	0.7	71.4	36.5	94.7	74.7
農道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	11.8	2.7	12.4	2.0	10.8	2.5
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.7	2.2	6.6	2.8	7.1	2.1
水道普及率 (%)	10.0	—	7.6	—	16.5	—
水洗化率 (%)	—	—	—	—	15.1	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	18.4	—	17.3	—	16.1	—

区分	旧菊水町	旧三加和町	和水町	
	平成 12 年度末		平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道				
改良率 (%)	81.8	62.5	74.4	74.7
舗装率 (%)	96.6	85.2	94.7	95.1
農道				
延長 (m)	—	—	—	54,682
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	11.9	9.1	17.8	21.8
林道				
延長 (m)	—	—	6,047	6,047
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.7	—	1.2	1.2
水道普及率 (%)	20.6	1.5	17.0	21.0
水洗化率 (%)	40.9	40.2	73.2	79.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17.3	—	8.3	9.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、令和5年（2023年）3月に、町政の最上位計画として「第2次和水町まちづくり総合計画」を策定し、「笑顔輝き 魅力あふれる和水町」を将来像として掲げたまちづくりに取り組んでいる。その実現に向けた具体的施策をまとめた「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、地方創生の取組みを推進している。

本町の持続的発展のためには、自らの創意工夫と他市町村・都市住民との交流・連携により本町が持つ産業資源・文化・歴史・風土等魅力ある地域特性を最大限活用し、交流人口の拡大と定住人口の減少抑制に重点を置きながら、安心して暮らせるまちづくりを進める必要がある。

また、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、町民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有しており、近年においては、過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した働き方への取組みといった、過疎地域の課題解決に資する新たな動きがある。

そのような社会の変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、持続可能な地域づくりに取り組み、過疎地域がくらしの場として選ばれるような対策を講じていく必要がある。

そのため、過疎地域の子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安心して住み続けたいと思う和水町の実現を目指し、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや、人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、引き続き、道路整備や生活環境の整備、医療・福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に取り組む。

また、人口減少、少子高齢化が進行している過疎地域においては、地域活動を担う人材の確保が必要であるため、人材確保に向けた取組みを進めるとともに、過疎地域に暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるよう、過疎地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域力の更なる向上に取り組む。

更に、農商工業及び観光業の連携による産業の創出により地場産業全体の活性化を図ること、これにより雇用機会の創出に努めること、地域の基礎単位である集落の諸機能の維持と活動の活性化を支援すること、また、快適で安全な生活環境、充実した福祉・保険・医療サービスのもとで住民が意欲的に生涯学習や文化活動に取り組むことができる環境を整備することで地域の活性化を図るため、人口減少対策と成長力確保に資する効果的な施策を推進することとする。

これらを実現するため、住民・団体・企業と行政が連携し、地域の持続的発展を図るとともに、福祉の向上、雇用の拡大に向けて、それぞれの役割と責任を全うする共働のまちづくりを基本方針とする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標は以下のとおりとする。

なお、本計画は、第2次和水町まちづくり総合計画及び第3期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略と目指すべき方向性が同様であることから、これらの計画で示された本町の将来人口推計を本計画の目標として設定する。

基本目標	基準値 (令和7年度)	中間目標値 (令和10年度)	最終目標値 (令和12年度)
人口	8,535人	8,127人	7,857人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、中間評価（令和8年度～令和10年度）と最終評価（令和8年度～令和12年度）を実施するものとし、「第2次和水町まちづくり総合計画」及び「第3期和水町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検証及び本計画の事業実施状況に応じて、過疎地域の持続的発展に必要な対策の追加及び見直しを行い、必要に応じて本計画の改定を行うとともに、基本目標に係る達成状況の評価を公表することとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成28年（2016年）3月に和水町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年（2021年）2月に和水町公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

本計画においても、和水町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、同計画に定める公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、今後、必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

若年層が進学や就職で転出する一方で、近年のライフスタイルの変化や環境意識の高まり等を背景として、自然環境に恵まれた地方での暮らしに关心が高まっている。

移住・定住の促進は、人口減少に歯止めをかけることに直結する重要な取り組みであり、総合計画に掲げる各施策の推進により地域の魅力を高めていくと同時に、移住希望者を後押しする段階的な施策を講じている。また、移住希望者が、住宅や仕事の確保、地域との関係づくりなど、生活に必要な情報を得るために、令和3年度から移住定住支援センターを設置し、受け入れ窓口機能の充実や情報発信を図ってきた。

しかし、現在実施している空き家バンク制度においては、一定数の空き家はあるものの、多くは売買物件が登録されており、老朽化や荷物整理ができない等の様々な理由により移住希望者が活用できる物件が少なく、需給のミスマッチが起きている。

その他、本町への観光に訪れる交流人口や本町に多用に関わる関係人口は、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されるが、受け入れ態勢が不十分であるほか、人口減少や高齢化の進行による担い手不足が深刻化しコミュニティ活動の継続が困難になってきている。

今後、さらに取組みを推進していくとともに、地域住民と一体となった受け入れ体制の構築、また、移住から定住につながる取り組みを実施していくことが必要である。

(2) その対策

移住希望者の住宅確保のため、これまで実施している空き家バンク制度において、空き家物件の情報収集や周知を行い空き家登録数の増加を図るほか、空き家のリノベーション等の空き家の活用や民間事業者による宅地開発の支援により移住・定住の受け入れ基盤を整備する。

自然環境や交通アクセスの良さなど本町の魅力を積極的に発信し「この町に住みたい、住み続けたい」と思われる町を目指す。また、U I Jターンによる移住の促進や定住支援の充実を図るほか、移住に关心のある人への短期間のお試し暮らし住宅の利用促進や都市部の地方に興味がある人との接点を生み出し、関係人口の受け入れ体制の強化を図る。

その他、移住相談や地域訪問を通じて、移住希望者や地域の不安解消を行い、地域活動への参加を通して地域コミュニティの促進を図るほか、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	中間管理住宅整備事業	和水町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	新築住宅みらい支援補助事業	和水町	
		空き家バンク活用促進補助事業	和水町	
		民間分譲宅地開発支援補助事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本町の経営耕地面積は 971ha、農家戸数は 982 戸（販売農家 629 戸）である。

主な農産物は、水稻、果樹（温州みかん、ぶどう、梨、栗）、野菜（西瓜、なす、いちご）、畜産（肉用牛、乳用牛、養豚）で、複合経営を行っている農家が多い。

畜産部門では、需要の増大に対応する肉牛の生産拡大と生産性の向上を図るため、肥育期間の短縮、飼料自給率の向上を重点的に飼養規模の安定的な拡大を推進している。また、酪農については、需要の動向に見合った生乳の計画的生産を図るとともに経営体質の強化、健全化、新技術導入等を推進し、乳用牛の能力向上、飼料自給率の向上を図っている。

今後は、これらの農産物や特産品等のブランド力を高め、地域ブランド化を推進するとともに 6 次産業化を支援し、加工品の開発と商品化を図るために、適地適作による市場性の高い新規作物の掘り起こしと販売ルートの確保が課題となってきている。

本町の基幹産業である農業は、零細な経営規模のもと、後継者不足、農業

者の高齢化等により、専業農家の減少をもたらし、農業生産量が毎年減少している状況にある。

また、中山間地域に位置しており、平野部に比べて自然的、経済的条件が不利であることから、耕作放棄地や遊休農地等の増加等により、農村環境の悪化が懸念されるところである。

本町の森林面積は、5141.36ha であり全体面積(9,875ha)の約 52%と町全体の半分以上を占めている。そのうち民有林の約 51%がスギを主体とした人工林となっている。そのほとんどが戦後植林の林分が占めている状況で、現在、伐期齢を迎えており、近年、間伐を中心とした森林整備を推進してきたため、造林されることがなく 5 齡級以下の人工林が存在せず、主伐を含めた森林整備に併せて再造林が必要である。

町では、森林組合と協力しながら良質木材生産のため間伐等の推進を図っているが、木材価格の低迷による林業経営に対する意欲低下や林業労働者の高齢化による森林整備（間伐等）の遅れが目立っているため、作業道の開設や高機能林業機械による効率的な施業の推進等、林業生産活動の活性化を進める必要がある。

イ 商工業

町商工業の現状と問題点については、地域に密着したサービス産業の衰退と生活基盤の脆弱化が挙げられる。直近の経済センサスによると、全産業の事業所数はわずかな増加にしている一方で、地域住民の生活に密接な卸売業、小売業は 2012 年から 2021 年にかけて 7 箇所、生活関連サービス業、娯楽業は 9 箇所減少している。このような事業所数の減少は、地域格差の是正や住民福祉の向上という観点から、日常的な買い物やサービス利用における利便性を低下させており、町内での生活を維持するまでの構造的な課題となっている。

また、共通の問題として、人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、町内の基幹産業を含むすべての産業において、深刻な労働力不足が進行している。特に小規模事業者においては、後継者不足や技術継承の停滞といった構造的な課題が事業の持続可能性を脅かしている。この状況に対応するためには、町商工会等と連携して、労働力の確保や事業継承を進めるとともに、今後は、積極的なデジタル技術の活用を通じた生産性向上や業務効率化、ボトルネックの解消が必要である。

ウ 地場産業

地場産業の現状と問題点については、地域経済の「稼ぐ力」の停滞と雇用機会の限定が挙げられる。

人口減少が急速に進む中、地域経済の活力を維持・向上させるためには、外部からの投資を呼び込み、町内企業の競争力を強化するとともに、若者・女性が働ける新たな雇用機会の拡充が急務な状況である。経済センサスによると 2012 年から 2021 年にかけて事業所の純増数はわずか 3 箇所であり、町内の商工業全体の事業所数や事業所の規模の伸びについても限定的である

ことが分かる。このことから、地域経済を牽引する新たなビジネスの創出や町内事業者の台頭が十分に進んでおらず、地域経済の「稼ぐ力」の停滞がうかがえる。今後は、地域経済を牽引する新たなビジネスの創出や町内事業者の台頭やさらなる成長が必要である。

また、町内企業の多くでデジタル化の遅延が見られ、デジタル技術の活用を通じた生産性向上や業務効率化が進んでおらず、このことも地域全体の稼ぐ力の停滞を招いている。デジタル化の遅延の一因としては、デジタル人材の不足が考えられ、町内事業者のデジタル化を後押しし、ローカルイノベーションを推進するためのデジタル人材の育成・確保も喫緊の課題となっている。

エ 企業誘致・創業

経済センサスによると 2012 年から 2021 年にかけて事業所の純増数はわずか 3 箇所と、町内の商工業全体の事業所数の伸びについて限定的であることから、地域経済をけん引し、多様な人材の受け皿となる企業の誘致が十分ではない状況にある。

また、情報通信業については、町内の事業所数は 0 箇所であり、町内における業種の偏りが見られる。

地域住民の生活に密接な卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業については、「イ 商工業」でも触れたように減少している。町内の事業所数の減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるためには、既存事業の強化に加えて、新たな業種や雇用の創出と地域経済に刺激を与える新規企業の創出が不可欠である。

オ 観光又はレクリエーション

本町は、緑に囲まれた美しい自然と景観、名所旧跡、そして温泉等の地域資源に恵まれた環境にある。また、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有するなど福岡・熊本両都市へのアクセス条件のよい地域であることから、県内はもとより福岡からの来訪者が多い傾向にある。

本町における観光の代名詞と言えば、「江田船山古墳」、「肥後民家村」、「田中城跡」、「三加和温泉郷」及び「八つの神様」が挙げられる。これらの地域資源を有効活用し費用対効果の高い誘客を図るため更なる資源の磨き上げを行うとともに、観光資源を一体化して広域的な魅力体験を創出し、周遊を促し、滞在時間を延ばすことを目指し事業展開していく必要がある。

現状は、江田船山古墳及び肥後民家村については、隣接する道の駅きくすい及び菊水ロマン館、和水江田川カヌー・キャンプ場との一体的な利活用による誘客が求められるが、強力なテコ入れが必要である。三加和温泉についても同様であるが、隣接のふれあいの森等の周辺施設との一体的な連携も視野に入れ、令和 6 年度に策定した賑わい創出のための基本構想に基づき整備を行っている。

イベントとしては、毎年 9 月、江田船山古墳公園一帯を舞台に古代衣装を身にまとい松明を手に練り歩く「松明行列」をメインとした「和水町古墳祭」

や、2月に開催される鎧・兜をまとい戦国の壮絶な戦いの模様を再現した「戦国肥後国衆まつり」等を開催しており、県内外から多くの観光客が訪れている。

今後は、江田船山古墳・田中城跡等の歴史資源、道の駅・肥後民家村・物産館等の観光資源を活用した観光の環境を「官民協働」と「広域連携」により整備していく必要がある。

(2) その対策

ア 農林業

本町の特色を生かして、生産・加工・販売の地域一貫体制を目標としつつ、足腰が強く収益性の高い農業づくりを進める。

生産基盤については、土地基盤整備を促進するとともに、農地の流動化と集約により、施設園芸等の集約型農業の確立を図り、生産性の高い地域農業の展開を図り所得向上を目指す。

農地の適切な維持管理と農業経営安定のためには、国策として取り組まれる担い手育成を積極的に推進するとともに、GAP の取組の普及を図り安全で安心な農産物の供給を行う。

農業後継者の確保は、今後の地域農業を左右する重要な課題であることから、現在の認定農業者に加え、新たな認定農業者の育成と支援に努め、新規就農者に対しての情報提供や農業研修等を行い、新規就農者の増加につなげる。

農作物の生産・販売については、野菜集出荷貯蔵施設等の整備による共販率の拡大を推進し、消費地への安定供給による市場との信頼関係を深め、販売体制を確立させる。

また、共販体制による大量販売とともに、本町の農業生産の特色である多品目生産を生かして産地直送や観光客への販売等都市住民との多様な交流機会を創出することで、販売農家の育成に努める。さらに物産館や観光施設をはじめ、ふるさと納税の返礼品を活用し、新たな販路として確立させる。農産物の付加価値を高め、安定した収入を確保するため、6次産業化を支援し、加工品の開発と商品化を推進する。

このように、農業をとりまく様々な環境の整備を総合的に進めることで、農業後継者の育成を図り、本町農業の自立を図るものである。

一方、林業については、森林環境譲与税を活用し、森林所有者への意向調査を実施することで効率的な森林施業集約化を図り、伐期齢を迎えてる人工林については、積極的な主伐、再造林や保育事業を推進する。併せて、森林整備の基盤となる作業道等の路網の整備を行う。

また、森林所有者に対しては、竹林管理や森林保育、間伐の必要性について関係団体と連携を図りながら意識向上のため普及啓発活動を行う。さらに、環境資源としての森林の活用を考慮しつつ、集成材等への用途としての一般材生産、タケノコ等の特用林産物の振興を図る。

イ 商工業

地域の持続可能性を高めるため、既存事業者の育成・強化を基本としつつ、生活利便性の向上に資する分野での創業も支援し、多様な人材が活躍できる環境を整備していく。

既存事業者の育成・強化に関しては、町商工会や金融機関等と連携し、「経営発達支援計画（小規模事業者法）」、「事業継続力強化支援計画（小規模事業者法）」などに基づく事業者のフォローアップや、事業承継に努める。

創業支援に関しても、同様に町商工会や金融機関等と連携し、「創業支援事業計画（産業競争力強化法）」などに基づき、新規事業者の創出に努める。

併せて、町独自の「創業支援補助金」「産業用地造成補助金」「商品開発事業補助金」によって、創業や新規分野への進出、一部の小売業の進出、新規事業や商品の創出を後押しし、地域の持続可能性の向上に努めていく。

労働力の確保については、町内事業所の認知度向上に係る情報発信や機会の提供、町内小中学校へのキャリア教育をとおして、将来的な人材確保や定着を後押しする。

また、外国人を含む確保した人材の住居の問題については、町内の空き家等の活用した形でのフォローを進める。

デジタル技術の活用については、町内に複合型ワークスペース施設を整備するとともに、進出促進支援策を創設することで、町内事業者の生産性向上や業務効率化等に資するIT企業等の誘致を強力に進める。そして、誘致した企業と町内事業者との連携を進め、町内事業者のさらなる生産性向上や地域の稼ぐ力の強化を図る。

ウ 地場産業

地域経済の「稼ぐ力」の拡大と多様な雇用機会の創出のため、町商工会や金融機関等と連携し、既存企業の育成・強化を進め、町内企業の競争力を強化、ひいては若者・女性が働きたい、働きやすい雇用環境や機会の拡充を進める。

町独自でも「産業用地造成補助金」「企業振興補助金」「和水町工場等設置奨励条例」をとおして、町内企業の投資促進、規模拡大を積極的に後押し、町内企業の競争力強化と雇用機会の拡充を図る。

デジタル化の促進については、町内に複合型ワークスペース施設を整備するとともに、進出促進支援策を創設することで、町内事業者の生産性向上や業務効率化等に資するIT系企業等の誘致を強力に進める。そして、誘致した企業と町内事業者との連携を進め、町内事業者のさらなる生産性向上や地域の稼ぐ力の強化を図る。また、併せて町内でのデジタル人材の育成・確保を進め、町内企業のデジタル化を後押しするとともに、町内企業における新たな雇用の拡充、若者・女性も働きたい、働きやすい環境の整備に繋げていく。

エ 企業誘致・創業

従来の製造業等の企業誘致に関しては、町独自の「産業用地造成補助金」

「企業振興補助金」「和水町工場等設置奨励条例」を誘致促進策の柱とし、関係機関と連携した企業誘致施策に取組み、地域経済をけん引し、多様な人材の受け皿となる企業の誘致を進める。

また、前述の企業誘致に加えて、新たにＩＴ系企業、オフィス系企業の誘致も進める。町内に複合型ワークスペース施設を整備するとともに、進出促進支援策を創設し、ＩＴ系企業等の進出の受け皿やスマールビジネスの創業の場としての活用を目指す。

創業については、「イ・商工業」でも触れたように、町商工会や金融機関等と連携し、「創業支援事業計画（産業競争力強化法）」などに基づき、新規事業者の創出に努めるとともに、町独自の「創業支援補助金」「商品開発事業補助金」によって、創業や新規分野への進出や新規事業や商品の創出を後押しする。このような包括的な支援によって、地域経済を支える新たな担い手を育っていく。

才　観光又はレクリエーション

本町に点在する温泉施設や物産館、歴史・文化遺産を中心として、これまで行ってきた様々な観光事業に加え、都市と農村の交流事業を展開する。

町の基幹産業である農業の体験を中心に、自然や温泉、イベント等と組み合わせたグリーンツーリズムを進める。

町の文化とも言える手漉き和紙名人やわらじづくり名人、昔ながらの郷土料理づくり名人など高齢者の知恵を借りた、人と人との交流体験事業もあわせて展開する。

このように都市の人々が素朴な農村生活を体験し、自然や歴史・文化に触れ、人とふれ合うことで町の魅力を伝えていく。

また、肥後民家村等での古民家体験や昔暮らし体験、伝統文化の保存・承継のための施策など、地域や資源の特性を活かした関係人口や交流人口増大のための取組も推進していく。

そのためには、観光資源の整備やアクセス道路、施設案内板等の観光サイクル、道の駅一帯における散策道の整備、肥後民家村等の宿泊施設等の充実・整備などを進め、官民が一体となった研修会の開催や関連する組織の育成も図っていかなければならない。

また、重点道の駅である菊水口マン館を中心に、菊池川を含む周辺施設において子育て応援施設の整備や今後増加が見込める外国人観光者の誘客に取組み、カヌーやキャンプを中心としたアウトドアスポーツの体験型スポーツ拠点としての更なる充実を図る。

さらには、本町ならではの独自性を打ち出し、着地型・滞在型の観光プランをより魅力あるものとし、ご当地グルメやお土産品の売り上げを伸ばし、雇用の創出を図る。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	団体営農業農村整備事業	和水町	
		土地改良施設維持管理適正化事業	和水町	
		中山間地域等直接支払事業	和水町	
	林業	間伐作業道整備事業	和水町	
		(5) 企業誘致	複合型ワークスペース等整備事業	和水町
	(9) 観光または レクリエーション	肥後民家村維持管理事業	和水町	
		道の駅等地域活性化拠点整備事業	和水町	
		かわまちづくり事業	和水町	
		三加和温泉施設管理運営事業	和水町	
		観光施設整備管理事業	和水町	
	(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業 商工業・6次産 業化	和水江田川力又一・キャンプ場施設管理運営事業	和水町	
		商品開発事業補助金事業	和水町	
		企業振興補助金事業	和水町	

企業誘致	創業支援補助金事業	和水町	
	産業用地造成事業	和水町	
	サテライトオフィス等誘致事業	和水町	
	複合型ワークスペース運営管理事業	和水町	
	複合型ワークスペース進出支援事業	和水町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興推進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
和水町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「その対策」及び「計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年2月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

町民との情報通信手段として、平成 20 年度にデジタル防災行政無線を導入し、統一した情報通信設備の整備を図った。

NTT 西日本の回線を借用して本庁、支所等の電算事務、内線電話を運用していたが、コスト削減と住民サービスに資する公共アプリケーションの導入を検討し、平成 21 年度に自設の光ブロードバンドを整備した。併せて町内の小中学校にも光ケーブルで接続し、公立学校における情報化の促進を図った。

平成 25 年度から平成 26 年度において、光ブロードバンドの整備を行い、町内全域において活用できる環境が整った。

今後も引き続き、情報インフラの整備を進めていく必要がある。

(2) その対策

現在、町内におけるブロードバンドサービス提供に関しては、光ブロードバンドによるサービスを中心に提供が行われており、快適なインターネット環境が町内全域に整っている。このことから、現在、和水町総合ポータルアプリを構築し、住民等に対し、町行政の運営に関する事項を効率的に伝達するとともに、住民に必要なサービスを的確に提供している。

また、町内の公共施設や観光施設において、公衆無線 LAN の整備を進めており、更なるインターネット環境の向上に努めている。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	和水町総合ポータルアプリ構築事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

本町は、主要地方道玉名山鹿線と接続している九州縦貫自動車道の菊水インターチェンジを有している。

町内の道路網は、国道1路線（6km）、県道7路線（69km）、町道349路線（263km）がある。そのうち国・県道の整備状況は、舗装率100%となっているものの主要施設へのアクセス道路である県道については、引き続き、拡幅改良等を含め整備が必要な状況である。特に、内田地区の玉名立花線においては、半導体関連企業の規模拡大により、朝夕の通勤ラッシュ時に交通量が集中し渋滞が発生している状況であり、バイパス等の代替道路整備が急務である。

町道は、過疎対策事業等により、改良率74.5%、舗装率95.3%となっている。計画的に整備は進んでおり、改良率および舗装率は改善している。市町村合併による町域の拡大や通行車両の大型化等に対応した道路の拡幅や歩車道の分離等、安全に通行できる道路の整備については、今後も進めていく必要がある。特に、通学路については小学校統合により、スクールバス停までの通学路を対象として追加する必要がある。

また、高度成長期から現在にかけて整備された舗装・橋梁等の道路構造物が老朽化により更新・修繕の時期がきているため、計画的に整備を行い施設の長寿命化を図る。その中でも、木製の若園橋は損傷度が著しく、通行止めの措置を講じている状態であり、速やかな更新事業の着手が望まれている。

イ 農道

国、県の補助や各種の整備事業により、農道の舗装整備は着実に進んできたものの、広範囲ということもあり未整備路線が多く、充分とはいえない現状である。未整備路線の凸凹した道路では、運搬の際、収穫した農産物の荷痛み等の弊害が生じている。

そのため、町の単独補助事業を活用して、地域の実情に応じた小規模な農道舗装や補修を地域住民主体により行っている。しかし、農家戸数の減少で共同作業による農道の維持管理ができないという新たな問題が発生している。

このような現状から、農道の舗装整備の必要性は、これまで以上に高くなってきており、早急な整備が必要である。

ウ 交通

本町は、少子高齢化が顕著であり、地域公共交通の維持は欠かせないものとなっている。平成29年10月からは乗合タクシー事業「あいのりくん」を運行し、利用者の自宅付近と公共施設、スーパー、金融機関等を結んでいる。乗降場所については、バスやタクシーの交通事業者と調整・協議を図りながら、追加や町外への乗り入れを行うことで、サービスの向上に努めている。

また、路線バスについては、利用者の減少などにより路線の見直し等が予想され、維持していくには多額の費用を要することが懸念される。

これらを踏まえたうえで、今後も利用者の利便性の確保に重点を置いた早急な対策が必要である。

(2) その対策

ア 町道

住民の生活道路や産業道路としての町道の改良・舗装の整備率 100%を目標に進める一方、県道の整備促進については、強く県に働きかけていく。

具体的には、町内の各集落や公共施設を結ぶ生活主要道路を中心に整備を進めていく。また、近隣都市へのアクセス道路とそれにつながる道路についても併せて整備を行う。特に、南関町の工業団地へアクセスする道路の整備を行うことで、沿線住民の生活環境改善に寄与するとともに、朝夕の交通混雑の緩和が期待される。

既存の老朽化した舗装・橋梁等の道路構造物の維持管理については、調査・点検を実施し、適確な管理をおこなうための修繕計画を策定し、道路施設としての長期の機能維持を図る。

イ 農道

農道の維持管理については、国の補助事業を活用し、農家だけでなく、非農家も含めた地域ぐるみで保全管理を行う体制づくりを支援するとともに、法面の防草対策などの管理作業の省力化を推進する。

また、農道の整備についても、引き続き国、県の補助事業を活用し、改良と舗装整備を進める。

ウ 交通

自家用車の普及などにより公共交通機関の利用が減少傾向にあるが、高齢化の加速や免許証を返納し交通手段を持たない住民が増えることなどが予想されるため、今後も公共交通の維持・確保、利用の促進及び利便性の向上に努める。

また、今後の公共交通の在り方について調査・検証し、持続可能な公共交通の再編を進める。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	東小下津原線 改良・舗装 L=780m W=5.0m	和水町	
		大杉下津原線 改良・舗装 L=750m W=5.0m	和水町	
		前原龍の草線 改良・舗装 L=700m W=7.0m	和水町	
		道手線 改良・舗装 L=350m W=5.0m	和水町	
		福丸線 改良・舗装 L=650m W=5.0m	和水町	
		十町川沿岸線 改良・舗装 L=800m W=5.0m	和水町	
		古城線 改良・舗装 L=580m W=5.0m	和水町	
		山口1号線 改良・舗装 L=430m W=6.50m	和水町	
		久井原吹野線 改良・舗装 L=770m W=5.0m	和水町	
		久井原崩立線 改良・舗装 L=670m W=6.5m	和水町	
		久井原肥猪線 改良・舗装 L=160m W=6.5m	和水町	
		馬場線 改良・舗装 L=40m W=5.0m	和水町	
		公民館中学校線 改良・舗装 L=110m W=4.0m	和水町	

	畠田3号線 改良・舗装 L=125m W=4.0m	和水町	
	牧野小田線 歩道設置 L=2,700m W=3.0m	和水町	
	菰田岩線 舗装修繕 L=700m W=6.0m	和水町	
	中路立石線 舗装修繕 L=1,190m W=5.0m	和水町	
	江田高野線 舗装修繕 L=950m W=5.0m	和水町	
	永浦線 舗装修繕 L=1,300m W=5.0m	和水町	
	蛇田高野線 舗装修繕 L=1,620m W=5.0m	和水町	
	橋上1号線 舗装修繕 L=300m W=5.0m	和水町	
	平野大田黒線 舗装修繕 L=1,350m W=5.0m	和水町	
	小田線 舗装修繕 L=160m W=5.0m	和水町	
	牧野小田線 舗装修繕 L=1,430m W=7.0m	和水町	
	畠田3号線 舗装修繕 L=300m W=3.0m	和水町	
	江光寺瀬川線 舗装修繕 L=500m W=6.0m	和水町	
	皆行原立石線 舗装修繕 L=235m W=4.0m	和水町	

	橋梁	橋梁補修事業 N=5 橋畠田 3 号線 舗装修繕 L=300m W=3. 0m	和水町	
		真那ヶ瀬戸線 舗装修繕 L=300m W=4. 0m	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設・下水処理施設

慌ただしい現代社会の中にあって、人々は物の豊かさから心の豊かさを求める時代となり、農村地域に残された豊かな自然環境は、都市の人々の癒しの空間としてその魅力を高めている。

本町は、春は新緑、初夏にはホタル、夏は深緑の木々が生い茂り、秋には黄金の稲穂、初冬は紅葉、冬の静けさといった四季を実感することができる。

このように豊かな自然に恵まれ、潤いと安らぎのある生活空間で、住民の多様な生活が営まれている。その一方で利便性を求める生活様式の変化に伴い、河川の水質悪化が進み清流が失われ、水中生物が減少するといった好ましくない結果がもたらされている。このような状況下、住民自ら清流を取りもどすための運動が起こっており、その運動は少しずつではあるが着実に広がっている。

年々増え続ける家庭ゴミの処理とそれに伴う環境整備についての対応は、有明広域行政事務組合において環境問題に配慮した処理施設を設置した。また、し尿処理についても広域施設で処理されている。

しかしながら、不法投棄による不適正処理が大きな問題となってきた。

このように、処理施設の整備は充実しつつあるが、様々な環境に配慮するという住民への意識付けをさらに図らなければならない。

また、生活に欠かせない水道については、ほとんどが自家井戸により確保しているところであるが、一部飲用が不適な地域があることから簡易水道を整備している。

本町には菊池川とその支流 9 河川（江田川、内田川、和仁川、十町川、岩村川等）が貫流して、有明海に注いでいる。

それら河川は、生活排水を主な原因とする水質悪化を招いている。この問

題を解決するために、地理的条件や集落分布状態等様々な条件を考慮し、公共下水道区域、浄化槽区域に分けて整備を推進していく必要がある。

イ 火葬場

本町が南関町と共同で管理する「せきすい斎苑」について、火葬炉設備が令和12年で10年目を迎える。火葬業務は、ご遺族の方々が大切な方々を弔う上で、「最後の別れを静謐かつ尊厳ある形で見送られる」場所であり、故人様とご遺族にとって、人生最後の、そして大切な儀式を執り行うという、極めて重責を担うものである。

そのため、せきすい斎苑の火葬業務を今後も円滑に遂行し、遺族の方々が安心して火葬ができるよう火葬炉設備の更新を行う必要がある。

ウ 消防施設

住民の生命と財産を守る地域消防団は、7分団22部、団員396人（定数450人）で組織されている。「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域や家族、そして仲間を守るために団結して地域防災にあたっている。

そのため、消防団の連携と機動力を発揮させるために、小型動力ポンプ付積載車を随所に配備してきたところである。

しかし、過疎化に伴う団員の高齢化と減少は、本町消防団にとって大きな問題となっていることから、常備消防（有明広域行政事務組合消防本部）との連携強化は必要不可欠であり装備等の充実も進めて行く必要がある。

また、消火の際の水利についても、自然水利として河川を利用してきた箇所が多く存在するが、河川工事等により川底がならされたため貯水箇所が少なくなり、消防水利としての機能を果たせなくなっている。

一方、自主防災組織については、全行政区（66地区）において結成され、組織率は100%となっている。しかしながら、発足した組織をいかに維持発展させていくかが課題となっている。また、防災活動の拠点（自主避難所等）となる地域の公民館が安全区域外にある地域も見受けられ、安全区域への移転を促す必要がある。

自然災害対策については、町内に土砂災害警戒区域の指定が651箇所の指定があり、今後も周辺住民への周知とともに砂防ダムの設置や河川の改修等を進める必要がある。

町民の避難誘導や災害情報等の伝達の手段としては、デジタル防災行政無線を設備し、迅速かつ効率的な情報伝達を行っている。

エ 公営住宅

町営住宅は、菊水地区に南団地（24戸）、中央団地（20戸）の2箇所、三加和地区に津田団地（6戸）、和仁団地（14戸）、百園団地（4戸）、板楠団地（30戸）の4箇所、合計6箇所（98戸）に整備している。建設は、南団地が昭和55年度にはじまり、平成5年度の津田団地で終了している。平成21年度には、各団地の改修工事もあっており、建物の構造等にもよるが、建設

後 40 年近くになっている団地もあり、今後、大幅な改修工事等が発生することが予想される。また、町が建設し入居後の維持管理も町が行う低所得者向けの町営住宅は、建物の改修（補修）、家賃の徴収等、行政が行う上で非常に難しい面があり、町営住宅の在り方について今後も検討していく必要がある。

宅地分譲は、久井原地区の「久井原ニュータウン（52 区画）」平野地区の「グリーンビレッジ平野（11 区画）」並びに藤田地区の「藤田さくらタウン（19 区画）」の 3箇所を整備し完売した状況である。

（2）その対策

ア 水道施設・下水処理施設

生活環境を整備するうえでの基本的な考え方は、自然環境を守りながら進めていかなければならないということである。そのためには、常に環境に配慮する意識を持ち、自然に優しい生活環境の改善や整備を進めていかなければならない。具体的には次のことを中心に進めていく。

一部、飲用に適さない井戸水を使用する地域については、簡易水道の整備を推進する。

菊池川とその支流の水質の改善と生活基盤としての公共下水道、浄化槽を地域特性に合わせて整備を進める。

浄化槽については、町設置型（特定地域生活排水処理事業）にて整備を図っていく。

専用水道については、生活用水、飲用水の確保のため、引き続き施設の更新、維持管理を行っていく必要がある。

イ 火葬場

せきすい斎苑火葬炉設備長期維持管理計画（10 箇年）に基づき設備の更新・改修を実施する。

ウ 消防施設

消防防災対策の面では、住民の生命と財産を守るという使命を遂行するために、消防団員の新規加入や自主防災組織の充実、ハザードマップの整備を図るとともに、住民に対しては、防火意識の啓発や早めの避難等を呼びかける等の対策を講じる。

発災の際に自主避難所になりうる地域の公民館が安全区域外にある場合は、安全区域への移転を促進する。

また、団員数に応じた小型動力ポンプ付積載車等の再編と計画的な更新を進め、消防防災機能を維持していくこととする。そして、水利条件の悪い地域には、40t 級の地下埋設型耐震性貯水槽の設置を推進する。

さらに、デジタル防災行政無線を活用し、災害情報の一元化と迅速かつ効率的な情報伝達を確立していくとともに、消防団及び町職員間の連絡網として特定小電力無線機器の整備や災害メール機能の整備も進める。

エ 公営住宅

住宅施策は、少子化対策、定住対策の一つの大きな手段である。

住宅の整備については、本町は菊水インターチェンジを有し、九州新幹線新玉名駅にも隣接しており、さらに福岡・熊本都市圏への移動時間が 60 分以内という地理的条件を活かし、若者の定住を促進し、過疎化に歯止めをかけるために、宅地の整備や老朽町営住宅の改修・更新を長寿命化計画に基づき検討していく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道 その他	簡易水道更新整備事業	和水町	
		専用水道更新整備事業	和水町	
		家庭用飲用井戸施設等整備事業	和水町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	下水道事業管渠整備事業	和水町	
		下水道施設改築事業	和水町	
		特定地域生活排水処理事業	和水町	
		特定地域生活排水処理事業(改築)	和水町	
	(4) 火葬場	せきすい斎苑火葬炉設備改修事業	和水町	
	(5) 消防施設	消防防災施設整備事業	和水町	
		消防防災車両等整備事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年2月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉施設・認定こども園

人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、こどもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、こどもの虐待、こどもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められている。

加えて、進学や就職で町外に出た若者が、多様な経験・知見を習得した後、また「町に戻ってきたい」という、町への愛着を抱くような施策も必要と思われる。

障がいのあるこどもたちについては、学校生活や社会生活を円滑に送るため、保護者を含む周囲の支援者が早い段階でこどもの障がいの特性に気づき、療育等の支援につなげることが必要である。

また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図らなければならない。様々な有利な財源の活用を視野に入れながら、施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施する必要がある。

イ 保健事業の推進

国が予防・健康管理に係る取組みの推進を加速する中、関係各課が連携し、健康課題を分析し、予防効果ある脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症等の重症化予防を目指し活動している。

脳血管疾患や心疾患罹患者を分析すると、その背景には高血圧、高血糖等の基礎疾患の重なりが見られる。また、特定健診結果では、同規模市町村、県、国と比較して、非肥満高血糖者が多いことやメタボリックシンドローム及びその予備群の者で、高血圧、高血糖、脂質異常症のリスクの重なりが2つ以上ある者の数が多いという特徴があり、今後も引き続き保健指導を行っていく必要がある。

ウ 高齢福祉

本格的な高齢社会の到来により、本町の高齢化率は、40%を超えており、今後さらなる高齢化率の上昇が予測される。平均寿命の伸びや出生率の低下、若者の流出、核家族化の進行などにより、今後、高齢者のみの世帯やひとり

暮らし高齢者の増加に加え、認知症高齢者等も増加する傾向にある。

高齢者が健康で年齢を重ね、生きがいを持って日常生活が送れるよう、保健・福祉・医療・介護の総合的な支援策となる「地域包括ケアシステム」の構築に加え、意欲を持って活躍・自立できる環境づくりが必要となっている。

このような状況において、多くの高齢者が生れ住んだ我が家で人生の最期を迎えることを願っている。そのため、在宅介護の拡充と並行し、住み慣れた地域の核である特別養護老人ホーム「きくすい荘」を、地域のニーズに合った社会福祉施設として整備するとともに、公設民営化により、効率的で効果的、そして持続可能な経営を目指す必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉施設・認定こども園

こども計画に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備、及び若者が将来、町に住みたいと思えるような郷土愛の醸成をより一層促進する。

具体的には、子育て家庭に対する相談や子育て中の保護者が気軽に集い、語り合う地域子育て支援拠点や、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援、さらには、産後ケア事業、母子健康診査、訪問指導等の母子保健活動等の充実をはじめとして、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援と併せて、誰もが安心して子育てできる環境整備を行う。加えて、町独自の子育て応援プランを用意して、「この町に住みたい・住み続けたい」と思える町を目指し、ひとりひとりに寄り添う切れ目のない子育て支援を実施していく。

また、障がいのあるこども・若者や発達に不安のあるこどもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、ショートステイ、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行う。こどもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を図っていく。

イ 保健事業の推進

特定健診の受診率は高率を維持していることから、今後も高い受診率を目指す。また、リスクの重なりのある者等に対して、重症化予防に取り組むとともに、若い世代への早期介入により発症予防に努め、住民の健康課題の解決と、医療と介護の適正化につなげていく。

ウ 高齢福祉

高齢者の福祉対策が過疎地域における最も重要な課題となっており、高齢者の自立支援の理念に基づき、自助、共助、公助の段階別施策を適宜選択していく地域福祉の推進をより一層図っていく。

一方、介護保険制度の施行に伴い、高齢者やその家族の介護への支援は増えつつあるが、介護に対するニーズは多様化し、個別性の高い対応、施策が望まれる。

また、認知症介護に携わる者や家族や地域への「介護」への理解を促しながら、サービスの提供を図っていかなければならない。また、高齢者自身が自立した生活を営めるよう、サービスを適切に選択し、利用できるような環境の整備を進めていく。加えて、利用者の多様なニーズを把握し、高齢者が望む生活の実現にあったサービスの提供を行うため、NPO 法人等への支援や県・隣接町村、既存サービス機関との連携による供給体制の充実に努めていく。さらに、地域の公民館等において高齢者を対象とした介護予防を目的とした体操や講話を実施し、高齢者の介護予防及び健康に対する意識の向上を図る。

特別養護老人ホーム「きくすい荘」は、53 年超の歴史を有し、地域における中心的な社会資源としてその役割を担ってきたが、引き続き、介護人材の育成や介護予防の充実等、本来の機能に加えた多様な取り組みを実践していく。

また、利用者（高齢者）の住みよい、利用しやすい環境（施設）を整備する必要があるため、今後の町の高齢者推計等に基づき、現在の定員 110 床（従来型多床室）を 72 床（長期入所 70 床、ショートステイ 2 床）に変更するとともに、従来型多床室における個別ケアや科学的介護の取組、介護テクノロジーやノーリフトケアの導入、特定技能 1 号外国人の雇用、デイサービスセンターの廃止等、利用者（高齢者）のニーズや時代の変化に合わせてサービス形態の見直しやサービスの質の向上を図り、現施設周辺での建替えを行う。

さらに、指定管理者制度を導入し、公設民営化による持続可能な経営を実践するとともに、現施設の効果的な跡地活用を図る。

（3）計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	神尾保育園施設整備事業	和水町	
		保育所等施設整備補助金	和水町	
	(2) 認定こども園	保育所等施設整備補助金	和水町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム施設「きくすい荘」整備事業・跡地活用事業	和水町	

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	和水町	
		わくわく子育て応援金交付事業	和水町	
		幼児英語教育事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療の中核である国民健康保険和水町立病院は、昭和 60 年 3 月に病棟の改築、平成 11 年 4 月に診療棟の全面改築を行った。現在、一般病床 49 床、療養病床 42 床を保有し、診療科 7 科（内科・外科・整形外科・小児科・脳神経外科・放射線科・リハビリテーション科）を標榜し、健康管理センター、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を併設している。

町立病院を運営していくためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が必須であり、特に令和 6 年度からの医師の働き方改革により、宿直と日直の回数制限が発生するなど医師の確保は重要事項となっている。

また、病棟改築から 40 年、診療棟全面改築から 26 年が経過し、施設及び器械設備等の経年劣化等による病院機能の低下の防止も今後の課題となっている。

また、本町の人口は毎年減少しており、将来的に更に減少することが見込まれるため、厳しい状況に置かれていることから、令和 5 年度に策定した「経営強化プラン」に基づき、持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要がある。

(2) その対策

国民健康保険和水町立病院では、町民がいつでも安心して医療が受けられるよう医師会及び関係機関との連携を図り、町民に必要な医療提供体制を整備するとともに、「経営強化プラン」に基づいた、町民の病院として持続可能な地域医療提供体制を確保した病院経営を目指す。

まず、医師等の医療関係者不足を解消するために、熊本県・熊本大学病院、近隣施設のくまもと県北病院との医師の派遣協力依頼など、連携を密にしながら、医療従事者の継続的な人材確保を目指す。

また、医師及び看護師等が働きやすい職場の環境整備を行うとともに、資格取得や研修についても受けやすい環境を整えていく。

次に、施設・設備については、長寿命化の方針で進めているが、老朽化が進んでいる箇所があることから、優先順位をつけ計画的に修繕を行う。設備機器については、確実なメンテナンスを行いながら、使用することを基本とし、更新については、耐用年数を確実に管理し、計画的に更新することで、費用の平準化を図り、適正な管理に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	町立病院整備事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

和水町教育創造計画に基づき、『自他ともに愛し、ふる里の自然・文化・伝統を守り、和水町を発展させようと努力する人づくり』を目指し、将来を担う子ども一人ひとりが自己実現を図るため「生きる力」のもととなる「確かな学力」を身につけさせている。

国の GIGA スクール構想に基づき、令和 2 年度に校内通信ネットワークの高速化及び 1 人 1 台端末の整備が完了した。今後は、その活用が重要となってくる。

少子化の進展に伴い、児童数の減少や各学校の児童数に差が生じていたこともあり、三加和区域では 3 つの小学校を統合し、平成 26 年 4 月 1 日に三加和小学校を開設、菊水区域では 4 つの小学校を統合し、令和 2 年 4 月 1 日に菊水小学校を開設することで、大きな集団の中で育む教育にも力を入れている。

【児童・生徒数の推移】

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
菊水小学校	292	277	265	254	R 2 統合新設
三加和小学校	151	150	152	143	H26 統合新設
小学校 計	443	427	417	397	
菊水中学校	122	126	122	137	
三加和中学校	74	74	73	72	
中学校 計	196	200	195	209	
総 計	639	627	612	606	

イ 社会教育

町民一人ひとりが生きがいを持って、心豊かな生活を営めるよう、各種講座の開催をはじめ、文化・スポーツ活動をとおした生涯学習の推進に取り組んでいる。また、人権意識を高め、差別のない社会や男女共同参画社会をつくるための取組みや公民館分館活動等についても、あらゆる機会をとおして連携を図りながら積極的に進めている。

しかし、近年、参加者の固定化・高齢化がみられるなど、今後新たな参加者の掘り起こしが必要となっている。

さらに、社会教育の活動拠点となる社会教育施設については、経年劣化が進み、今後、計画的に改修していく必要がある。

次代を担う子ども達や健康増進を図る高齢者のスポーツ振興策として、スポーツ施設の整備についても検討していく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

各種学力調査を踏まえた学力向上対策部会や、各校区の特色を生かした小中一貫教育により、学力向上と接続期のスムーズな学びを実現する。また、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、ICTを様々な場面で効果的に活用し「個別最適な学び」「協働的な学び」の視点から教育の質を向上させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、施設のバリアフリー化についても適切に整備を進めていく。

また、建築後一定期間を経過した建物の予防改修や、近年の酷暑に鑑み、空調設備の設置、施設照明のLED化を計画的に進めていく。

イ 社会教育

町民誰もが、いつでも、どこでも、学びたいことが学習できる環境整備を総合的に進めていくため、町民の多様なニーズの把握に努めながら、各種講座や行事を計画・実行していく。加えて、様々な機関で開催される生涯学習の情報提供に努める。

また、人権や環境問題等の社会的課題についても、計画的に年間通して実施していく。さらに、地域活動の柱となる分館活動を活発にするため、移動公民館講座の開催や講師等の派遣や紹介を行い側面から支援を行う。

青少年の健全育成については、PTA や地域警察連絡協議会等の関係機関との連携を密にしながら、地域全体で子ども達を見守り育てる体制を強化するとともに、長期休暇における夜間パトロールやイベント時の指導等を行い事故防止に努める。

スポーツの振興については、町民一人ひとりがスポーツをする楽しみや観る楽しみ、学ぶ楽しみ等、それぞれのライフスタイルに応じた主体的なスポーツ活動を基本としながら、ニュースポーツを取り入れるなど、生涯を通して気軽にスポーツを楽しむことができる健康で豊かな生涯スポーツ社会の実現を図る。

社会教育施設の維持管理については、利用者が安全にまた快適に利用できるよう努めていかなければならない。

今後も、安心安全な社会教育施設の運営に努めるとともに、安心安全な社会教育活動を支援していかなければならない。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場	学校施設環境整備事業	和水町	
	(3) 集会施設、 体育施設 体育施設	和水町体育館整備事業	和水町	
		和水町総合グラウンド整備事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、66 の行政区があり、概ね 20~40 世帯で構成された複数の集落から行政区が形成されている。その中には 130 世帯を超える行政区から 30 世帯以下の小規模な行政区がある。10 世帯未満の極小行政区については、集落維持が危ぶまれるところである。

また、地域住民の話し合いの場であり、憩いの場である公民館等の集会施設を見てみると、かなり古い建物も見受けられる。さらに、生活道路や公共施設へのアクセス道路は未整備箇所も多くあり、生活に欠かせない社会基盤である道路の整備が必要である。

(2) その対策

集落の維持・活性化を図る上では、まず住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描く必要がある。そのために住民の「気づき」や「学び」、集落活性化に向けた前向きな検討を促し、真の住民自治による集落運営をサポートしていくことが重要であり、自治会や集落等の地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みが必要である。

そこで、地域にきめ細かく目配りをするための一つの手段として、「地域おこし協力隊」等の人材確保・派遣のための施策を活用し、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、住民のニーズに応えながら、住民同士での話し合いや協議を活性化し、住民の「気づき」と自発的な活動を促し、地域力の維持・強化を図っていく。

また、集落間の協働を促すために、集落間を結ぶ道路や公共施設までのアクセス道路、集落間や集落内の生活道路の整備を積極的に進め、住民が安全に安心して移動できるようにする。

生活にかかせない機能・サービスや交通ネットワークの適切な維持・確保が課題となっており、高齢者等の日常生活における移動手段の確保が必要である。

平成29年10月から乗合タクシー事業「あいのりくん」の運行を開始し、利用者の自宅付近と町内外の乗降場所を結ぶドアツードアで利便性の高いサービスに努めている。

令和6年3月に和水町地域公共交通計画を策定し、乗合タクシーの機能強化や既存の地域公共交通との連携、地域公共交通の利用促進等を掲げ、それらの取組みを通して、町内の拠点と日常生活で結びつきが強い周辺市町を連絡する移動サービスを提供するとともに、町内においては、集落と拠点間を連絡する移動サービスを提供し、町内及び町内外の交流を促進していく。

加えて、住民自治の活動の拠点となる地域の公民館整備も併せて進める必要がある。

なお、集落の維持・活性化に係る整備等については、行政区の再編も視野に入れて検討していくものとする。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	土木費補助事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成 28 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 2 月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化

地域の伝統行事をはじめ、昔からの「ならわし」等が、現在も受け継がれ、語り継がれている。農作物の豊作への「願い」や「感謝」の意味で行われる神楽の奉納や先祖を供養する「先祖祭り」等が今も集落で行われている。また、現在、観光資源として注目を集めている八つ（目・耳・歯・胃・いば・手足・腰・命）の神様や「どんどや」、「おこもり」等の農村ならではの様々な伝統行事が日々の生活の中で受け継がれ、今日まで行われている。さらには、地域の主要産業であった手漉き和紙の復活を図り、その伝統ある技術の伝承にも取り組んでいる。

しかし、過疎化や高齢化、若者の流出、住民生活の多様化等により、行事の縮小や参加者の減少といった問題が発生しており、地域文化の衰退が懸念されている。後世への伝承を検討しながらも、各地域の現状に応じた在り方を図る必要がある。

イ 文化財の保全

本町には、国 5、県 10、町 17 の指定文化財があり、中世城跡や装飾古墳、石造物、彫刻など貴重な文化財が点在している。本町では、これら文化財に対する住民の認識を深めるために、文化財の観光活用や啓発事業を行っている。また、その保全と周辺部の整備にも努めている。

今後は、文化財の保護と活用のために、各文化財がもつ本来の姿や魅力をできるだけ忠実に後世に伝えるとともに、工夫しながら保全・普及・活用のための整備を行っていかなければならない。

(2) その対策

ア 地域文化

現代社会における生活様式の変化や価値観の多様化により、ややもするとこれまで地域の中で受け継がれてきた様々な伝統文化が軽視されるという傾向にある。地域の有形無形の様々な文化は、これまでの先人の生きた証であり、現代社会に生きる人々は改めてそのことを認識し、地域文化のもつ意義を再認識しなければならない。

地域のまとまりや和を重んじ、これまで受け継がれてきた自分たちの生活に誇りを持ち、これらを次代に引き継いでいかなければならない。

イ 文化財の保全

「江田船山古墳」とその周辺は、歴史公園「肥後古代の森 菊水地区」として、熊本県により整備が完了しているが、平成31年1月の地震等により被災したため、史跡等保存整備審議会での審議を踏まえ、国や県と協議しながら復旧した。今後は、古墳の魅力発信に一層努めるとともに、利便性を意識した必要箇所の再整備に向け関係機関と協議しながら、「保存活用計画」を策定する。また、日本遺産などの広域連携事業の中で普及啓発及び観光活用を図る。

「田中城跡」は、これまで本丸跡を中心に一定の整備を行ってきたが、頻発する大雨等の災害に備えることができるよう、「保存活用計画」を策定し、全体的な整備事業の推進を図る。

「豊前街道腹切坂」は、既に整備を終え、維持管理及び活用に努めている。今後は、豊前街道沿いにある隣接する市町の文化財との調和を図りながら、広域的な観点に立って活用を進めていく。

「和水町歴史民俗資料館」は、劣化が深刻化している状況であるため、公共施設個別施設計画に基づき、安全管理上適切な時期に閉館する。今後は、町の歴史文化をより一層周知するために、新たな魅力発信、施設のあり方について検討を進める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	田中城跡保存整備事業	和水町	
		江田船山古墳・塚坊主古墳・虚空蔵塚古墳整備事業	和水町	
		金栗四三生家整備事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年2月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない重要な低炭素のエネルギー源であり、本町においても化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの活用を検討していく必要がある。

(2) その対策

積極的に公共施設における再生可能エネルギーの導入を検討し、併せて町民への普及啓発を行っていく。

また、次世代エネルギー関連ビジネスへの進出支援等、新たなエネルギー関連産業の育成や誘致を推進していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年2月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

高度経済成長期以降の急激な人口増加に対応するため整備を進めてきた公共施設の老朽化に対する対応が、近年課題となっている。また、道路や橋梁、上下水道等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想される。

さらに、人口減少・少子高齢化に対応していくためにも、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えられる。

これらを踏まえた上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要がある。

(2) その対策

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い維持管理費用の平準化や縮減を目指す。

また、公共施設個別施設計画に基づき、施設の利用状況や地域バランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化を進め、廃止された施設や老朽化の著しい施設については、倒壊の恐れのある施設を優先し計画的に解体する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に 関し必要な事項		和水町役場庁舎整 備事業	和水町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年2月に公共施設個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。

今後は、集約化及び複合化等による公共施設の再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、本町の持続的発展に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	新築住宅みらい支援補助事業	和水町	若者の定住人口の増加を図るため、町内に新築住宅を取得する際の建築費用又は住宅購入費用の一部を支援する。
		空き家バンク活用促進補助事業	和水町	空き家の利活用及び定住人口の増加を図るため、空き家バンクを活用し、売買・賃貸借契約が成立した物件の不要物の撤去費用や改修工事費用を支援する。
		民間分譲宅地開発支援補助事業	和水町	新築住宅の建設及び定住人口の増加を図るため、町内の分譲用宅地の開発を支援する（造成区画数に応じて補助）。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	商品開発事業補助金事業	和水町	商品開発を行った事業者又は団体等に補助金を交付する。
		企業振興補助金事業	和水町	本町に一定規模以上の立地・増設を行う企業に対して助成措置を行い、本町経済の発展、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。
		創業支援補助金事業	和水町	町内で、町内で新たに創業をする者や新分野に進出する者に対して助成措置を行い、波及効果の高い事業の創出や地域経済の活性化を図ることを目的とする。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	産業用地造成事業	和水町	町内において新たに用地造成を行い、その用地を対象となる施設等に供したものに対して助成措置を行い、本町の経済の発展及び産業の振興並びに土地の有効活用を図ることを目的とする。

		<p>サテライトオフィス等誘致事業</p>	<p>和水町</p>	<p>地域課題の解決に資するサテライトオフィス等誘致をフックに、以下3点に取り組む。</p> <p>①町内事業者に対して、利益をつくる支援や無駄な工数の削減・本業に専念できる体制づくりの支援を行い、その成功例を横展開することで、町全体のボトムアップを行い、地域の稼ぐ力の向上を図る。</p> <p>②女性や若者が望む町内に新しい形の雇用の場やデジタルを活用した新しい働き方を創出することで、職業や働き方の選択肢を増やし、多様化するライフスタイルに幅広く順応できる環境づくりを進め、女性活躍や男性の育儿参画、ひいては人口流出低減やUIJターンの促進を図る。</p> <p>③廃校をサテライトオフィス施設として有効利用することで、活力が減退した地域への新たな人流れを生み出し、オフィス利用、事業者同士・事業者と地域住民等が交流等をとおして、新たなビジネスや賑わいが生まれる場とし、地域活力の創出を図る。</p>
		<p>複合型ワークスペース運営管理事業</p>	<p>和水町</p>	<p>サテライトオフィス等誘致の進出の受け皿となる複合型ワークスペースの効率的かつ効果的な運営を行うことを目的とする。</p>
		<p>複合型ワークスペース進出支援事業</p>	<p>和水町</p>	<p>サテライトオフィス等誘致の進出の受け皿となる複合型ワークスペースへの進出を行うものに対して助成措置を行い、地域課題の解決に資する事業を創出することを諂ることを目的とする。</p>

3 地域における情報化	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	和水町総合ポータルアプリ構築事業	和水町	町から住民等に対し、町行政の運営に関する事項を効率的に伝達するとともに、住民に必要なサービスを的確に提供している 情報弱者の方や高齢者の方へ一早く和水町の情報を届けることで、安心して過ごせる環境を整え、定住促進を図り過疎からの脱却を目指す。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	和水町	18歳までの医療費の個人負担分を扶助する。 家庭における医療費の負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整え、定住促進を図り過疎からの脱却を目指す。
		わくわく子育て応援金交付事業	和水町	出生につき、第1子 200千円、第2子 300千円、第3子 500千円、第4子 700千円、第5子 1,000千円を支給し、入学につき、小学校 50千円、中学校 100千円、高校 150千円を支給する。 子育て世帯の経済的支援を行い、安心して生み育てられる環境を整え、出生率向上と定住促進を図り過疎からの脱却を目指す。
		幼児英語教育事業	和水町	幼児期の子どもの豊かな人間関係を育むとともに、英語に親しむ機会を提供することで将来の国際社会化に対応できる人材育成につなげることを目的に、町内の各保育園において英語教育を実施する。 国際社会化を見据えた幼児期からの英語教育を行うことで、他市町からの転入者の増加及び定住促進を図り過疎からの脱却を目指す。

9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 集落整備	土木費補助事業	和水町	<p>地域開発に必要な事業費、地域インフラ資産の維持管理経費の受益者負担軽減を図ることを目的に、里道や水路の舗装や維持補修等に対して補助上限額を定めて事業費の90%を補助する。</p> <p>地域インフラ資産を維持することで、安心して過ごせる環境を整え、定住促進を図り過疎からの脱却を目指す。</p>
---------	-------------------------------	---------	-----	--